

ソフトウェア使用許諾契約 (サブスクリプション版)

第1条 (総 則)

本ソフトウェア使用許諾契約書は(以下「本契約書」という)は、サイバーソリューションズ株式会社(以下「甲」という)の上記ソフトウェア製品(以下「本製品」という)のサブスクリプション版に関して、お客様(以下「乙」という)と甲との間に締結される契約書です。本製品は、コンピュータソフトウェア及びそれに関連した媒体、マニュアル等の文書を含み、オンラインまたは電子文書を含みます。乙は本契約書に同意の上、本製品の利用に必要な事項を「環境入力フォーム」に登録することにより、本契約書の条項に拘束されることに同意したものとみなされます。本契約書の条項に同意されない場合、甲は乙に本製品の使用及び複製を許諾しません。

第2条 (ライセンスの許諾)

1. 甲が知的財産権を有する本製品につき、乙に適用されるプランにおいて定められた料金を乙が甲に支払うことを条件に、甲は、乙を使用者(以下「使用者」という)として認め、甲が別途指定するライセンスキーによる所定のサブスクリプション期間における、特定ネットワークコンフィギュレーションに関してのみ、本製品の非独占、譲渡不能の使用権を許諾します。
2. 金額、支払方法については、別途甲が指定するプランに従うものとします。
※乙が販売代理店の場合、乙を経由し契約した者を使用者とする。
※「サブスクリプション」とは本条に規定する「使用権」及び「保守サービス」により構成される本製品におけるサービスをいいます(以下「本サービス」という)。

第3条 (有効期間)

1. 本契約書の有効期間は、サービス開始日(原則申込日の翌月1日)より1年間(但し、甲乙が別途合意した場合はこの限りではない。)とし、同期間中、甲及び乙は第11条に基づく解除の場合を除いて途中解約できないものとします。
2. 甲は乙に対し、本サービス期間満了日の2ヶ月前までに申込書に記載のメールアドレスに期間満了日の通知を送信するものとします。
3. 甲又は乙から本サービス期間満了日の1ヶ月前までに本契約書を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約書は同期間同条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第4条 (禁止事項)

使用者は、本製品を使用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。甲は、使用者が以下の行為を行い、又は行う恐れがあると判断した場合には、当該理由を使用者に通知した上で、使用の差止めその他の適当な措置を講じることができるものとします。

- イ. 本製品を甲の許可なく第三者に使用させ、又は譲渡すること。
- ロ. 本製品を甲の許可なくオンラインで使用すること。
- ハ. 本製品を甲によって許諾されていない、又はライセンスキーで指定されていない条件下で使用すること。
- ニ. リバースエンジニアリング・逆コンパイル、逆アセンブル又はソフトウェアのソースコード解析作業や改変・翻案・加工を行うこと。
- ホ. 甲の登録商標を甲の許可なく使用すること。
- ヘ. 甲および第三者の知的財産権を侵害すること。
- ト. 第三者に対し、不当な宣伝、広告、勧誘若しくは営業の電子メールを送信すること。又は他のお客様、第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその恐れのある電子メールを送信すること、及びそれに類似する行為を行うこと。
- チ. 犯罪行為、公序良俗に違反する行為その他の法令に違反する行為を行うこと。

第5条 (サポートおよび保守)

甲は、第3条に定める有効期間内において、本製品の保守サービスを提供します。

- (1) バージョンアップモジュールの無償提供
- (2) お問い合わせ対応 (対応時間 : 平日 9:00 ~ 18:00)

[お問い合わせ先] URL : <https://cloud-sup.cybersolutions.co.jp/>

Tel : 03-6809-5840

- (3) 弊社製品に関する各種情報提供

第6条 (保 証)

1. 甲は本製品が、甲から使用者に提供されるマニュアルに記載される操作方法および使用環境によって動作することを保証します。但し、上記保証は以下の場合には対象外とします。
 - イ. 本製品が、甲が推奨する設備において、甲より提供されるマニュアルに記載された操作方法および使用環境に従ってインストール、実行、操作されない場合。
 - ロ. 使用者が甲によって通知される全ての製品改正、バージョン更新、機能追加に適切に対応しない場合。
 - ハ. 不具合等が以下の事由に起因する場合。
 - ①本製品の不当または不正な使用。
 - ②本製品の加工または修正。

- ③使用者のハードウェアもしくはソフトウェアに誤操作がある場合。
 - ④甲が併用しないことを推奨するソフトウェアとの併用。
2. 使用者が甲に対し、不具合を文面で通知している場合、甲は、合理的な期間内に使用者に対し対処法を通知するほか、修正が必要と考える場合に、自己が適切と考える修正を合理的な期間内に行います。但し、甲は、使用者の環境下において発生しているネットワーク環境等に起因する問題については保証しません。

第7条（保証の免責）

甲は、前条に定めるもの以外に、明示・黙示ともに本製品に関するあらゆる保証について否認し、一切の責任を負わないものとします。

第8条（知的財産権）

本製品、付属のマニュアルなどの文書および本製品の複製物についての権限および著作権を含む知的財産権等その他一切の権利は、甲に帰属し、本製品は日本国の著作権法並びにその他関連して適用される法律等によって保護されています。また、乙は本契約書において明白に使用者に許諾されていない本製品についての権利は、全て甲に留保されます。

第9条（制限責任）

1. 本契約書における乙の金銭的損害に関する甲の責任は、本サービスについて乙から甲に月額で支払われる金額相当額を上限とします。
2. 甲はいかなる場合においても、乙のソフトウェア上でのデータの損失による損害、コンピュータハードウェアの機能不全等に関して、一切責任を負わないものとします。
3. 法律上の請求原因の種類を問わず、いかなる場合においても、甲は、本製品の使用または使用不能から生ずる本契約書に規定されていないいかなる損害（逸失利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、金銭的な損失、精神的損害、あるいは第三者からの損害賠償請求等を含むが、これらに限定されない）に関しても、一切責任を負わないものとします。たとえ甲が乙からかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

第10条（監査等）

1. 使用者は、甲より本製品の使用状況について報告を求められたときは、直ちにその状況を報告しなければならない。
2. 甲は、使用者に対する監査を実施する必要があると判断した場合、乙の事前承諾を得ることなく、本製品の使用状況について甲又は甲から委託を受けた第三者による監査を実施することができる。

第11条（契約解除）

1. 乙が本契約書の条項に違反し、甲がその是正を要求したにもかかわらず相当期間経過後も是正がされない場合、甲は書面による通知なく、本契約書を直ちに解除することができるものとします。本契約書が解除されたときは、使用者は本製品の使用を終了し、本製品および関連するマニュアル等全てを破棄しなければなりません。
2. 甲及び乙は、相手方に以下の各号に定める事由が発生した場合には、即時に本契約書を解除することができるものとします。
 - イ. 本契約書及び個別契約書の履行に関し著しく不正又は不当な行為があった場合
 - ロ. 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - ハ. 差押、仮差押、仮処分又は租税滞納処分を受けた場合
 - ニ. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始若しくは競売を申し立てられ、又は自ら破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始の申し立てをした場合
 - ホ. 手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - ヘ. 解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - ト. 財産状態若しくは信用状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - チ. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供 其他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行った場合
 - リ. 甲が乙による本サービスの利用を適当でないと判断した場合
3. 前2項に基づき本契約書が解除された場合の本サービスの未利用期間の料金は返金されないものとします。また、当該解除により乙に生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

第12条（機密保持）

1. 本サービスに基づき甲から乙に提供される甲の本サービスに関する情報及び甲の技術情報は、甲に帰属するものとします。
2. 甲及び乙は、相手方から入手した相手方又は第三者の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を複製、販売、出版、開示、漏洩してはならず、本契約書の遂行目的以外の目的での利用はできないものとします。
3. 甲及び乙は、本契約書において相手方より個人情報を取得する場合、個人情報の収集、保管、処理、利用、譲渡、及び削除に関する法令を遵守するものとし、予め相手方から明示された目的の範囲内でのみ利用することに合意します。
4. 甲及び乙の間で、別途機密保持に係る契約を締結する場合は、当該契約の内容が、本条の規定に優先します。

第13条（不可抗力免責）

甲及び乙は、天災、地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、その他争議行為、輸送機関の事故、その他不可抗力により、本契約書の義務の全部若しくは一部の履行遅滞又は履行不能を生じた場合は、その責任を負わないものとします。

第14条（準拠法及び合意管轄）

本契約書は日本国の法令に準拠します。本契約書に関する紛争の専属的合意管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

第15条（変更）

甲は、本契約を変更することができます。本契約を変更する場合、甲は、電子メール、甲のウェブサイトでの公開その他甲の定める方法により、本契約を変更する旨および変更後の本契約の内容ならびにその効力発生時期を告知します。

2026年4月10日制定、実施